

2016～2017 年度活動方針の中間総括と課題・補強（案）

2016 年度は、奨学生問題の改善に向けた取り組み（アンケートや 303 万署名活動）、生活・就労支援の強化（生活困窮者自立支援、ライフサポート活動）、労働者福祉事業の利用促進・共助拡大を重点課題に取り組んだ。

2017 年度は、2016～17 年度の中間点にあたっての成果や課題を踏まえた継承・発展をはかり、現在進めている奨学生第 3 ステージの取り組みや 2016 生活底上げ・福祉強化キャンペーン活動の検証も反映させながら、「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」のさらなる具体化、実践化を進める。

I. 社会的連帯を深める運動と政策の実現

1. 貧困や多重債務のない持続可能な社会に向けて

（1）奨学生問題改善への取り組み

〔成果〕

① アンケート調査の公表

奨学生の利用実態や問題点を明らかにするため、地方労福協や労働組合を通じてアンケート調査を実施（2015 年 7～8 月、有効回収数 13,342 枚）し、報告書として取りまとめ、2 月 29 日に公表した。調査結果については、報道や国会質疑、地方紙の社説、インターネット等でも取り上げられ、一定の反響を得た。

アンケートの結果は、政策・制度要求に反映したほか、ミニ冊子にして啓発活動にも活用している。また、全都道府県で調査を行ったことにより、組織内における奨学生問題に対する関心を高め、実態についての理解を広げるという運動的な意味でも意義があった。

② 303 万筆を超える署名を集約

署名活動を職場・地域で取り組み、303 万 8,301 筆を集約。労福協のこれまでの署名活動の実績を上回り、目標としていた 300 万筆を超えることができた。この署名をもとに、3 月 22 日に院内集会を開催し与野党に国民の切実な声をアピールするとともに、官邸（世耕官房副長官 3/22）、文科省（馳文部科学大臣 3/30）に要請と署名目録の提出を行った。署名活動等の取り組みにより、奨学生問題の改善の必要性は組織内に浸透し、急速に世論も高まり、国会質疑でも連日のように奨学生問題がとりあげられ、与野党とも「給付型奨学生の創設」に向けて何らかの対応をせざるを得ない

状況となった。

署名の要請事項に対する国会議員への要請も行い、与野党から 130 名の賛同を得た。

③ 参議院議員選挙で奨学金問題を焦点化

5月10日に院内集会（与野党の奨学金政策を聞くシンポジウム）を開催し、参議院選挙に向けた世論喚起を行った。参議院選挙においては、与野党のほとんどが「給付型奨学金の創設」を公約に掲げ、奨学金問題を焦点化することができた。

④ 「給付型奨学金創設の検討」へ 一億総活躍プラン等で明記

4月末には「一億総活躍プラン」の中に給付型奨学金制度の創設・拡充を明記するよう、一億総活躍国民会議の構成員（各関係大臣、有識者）に要請書を送り、与党にも働きかけを行った。

この結果、6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」と「経済財政運営と改革の基本方針2016」（骨太方針2016）の中に、給付型奨学金の創設に向けた検討を進めることが盛り込まれた。また、8月2日に閣議決定された経済対策において、「2017年度予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現する」ことが明記された。

〔課題〕

① 組織内から、さらに広範な運動へ

これまでの取り組みを通じて、組織内には浸透し、世論も高まったが、労福協の関係組織以外への広がりは不十分である。国民の声を反映したよりよい制度を実現していくには、様々な分野の団体や影響力のある方々をも巻き込んだ広範な運動にしていくことが必要である。

② 当事者の声を反映させるための環境づくり

当事者（利用者・返済者・保護者等）は、自己責任の意識や、借金を人に知られたくないため、返済の苦しみや悩みを発言しづらく、現役学生は就職への不安から自ら主張することをためらう傾向が強い。よりよい制度とするためには、当事者の声が反映されることが大切であり、そのための環境をつくることが必要である。

③ 国民に開かれた議論で給付型奨学金の創設を

文部科学省は給付型奨学金制度検討チーム（省幹部と有識者の計14人で構成）を7月に設置し、制度設計の議論を行っているが、会議は資料も含めて非公開扱いとなっており、国民に開かれた議論が必要である。

④ 所得連動返還型奨学金制度の再設計を

所得連動返還型奨学金制度が2017年4月から導入されることになったが、年収ゼロ、課税所得以下の人们にも月額2,000円を支払わせるなど問題も多く、本来あるべき制度とはほど遠いものとなっている。本制度については、充分な予算を確保しつつ、利用者も交えた議論の場をつくり、返済

者の資力に応じた無理のない返済制度として再設計していく必要がある。

⑤ 既存の返済者の負担軽減も

救済制度の周知とあわせて、猶予期間(10年)の延長や延滞金賦課率(5%)の引き下げなど、返済困難者への救済措置の改善に取り組む必要がある。

[進行中]

2017年度予算や来年度通常国会での法改正等による政策実現をめざして、アピールへの賛同を幅広く呼びかけ世論を盛り上げていくこと、当事者の声を集めて可視化することを2つの柱に、第3ステージ（2016年9月～2017年5月）の取り組みを中央・地域において展開している。

中央においては、11月14日に市民集会を奨学金問題対策全国会議と共同で開催し、与野党の国會議員からの挨拶や、アピール呼びかけ人、当事者・現場の声のリレートークを行った。集会ではアピールへの賛同者リスト（第一次集約分）も公表し、さらに賛同を広げていくよう行動提起を行った。また、11月4日には連合との共催で、東京・御茶ノ水駅頭で街宣行動を行った。

(2) 生活困窮者自立支援制度の構築と社会的包摂の推進

[現況]

- ① 3月の地方労福協会議で、厚生労働省より生活困窮者自立支援制度の実施状況等について説明を受け、現況や課題を共有化した。
- ② 2016年度の任意事業の実施率は、就労準備支援39%、一時生活支援26%、家計相談支援34%、子どもの学習支援47%と、2015年度と比べると大幅に増加しているが、依然として低い水準にある。また、認定就労訓練事業所も全国で555件（利用定員1707名）の認定にとどまっており、就労支援の受入体制も脆弱である。

[課題]

- ① 都道府県の広域化支援等による任意事業の拡大や、福祉・労働部局の連携による就労支援の機能強化は引き続きの課題となっている。各地域の状況や先進事例等を集めし共有化し課題解決につなげていくことが必要である。
- ② 2017年度概算要求では、生活困窮者自立支援事業に対する予算は29億円の増額要求となっているが、予算編成過程で削減される懸念もあり、事業を安定的に実施するための充分な財源の確保が必要である。
- ③ 2017年度は、施行3年を目処とした見直し時期（関係審議会での検討、2018年通常国会での法改正も視野に）にあたり、次期改定に向けた要求事項を具体化し、実現に向けて働きかけていく取り組みが必要である。

(3) ナショナルミニマムの保障と社会的セーフティネットの充実

[進行中]生活底上げ会議において、生活保護問題、税制問題（所得再配分機能）、公契約条例等についての情報交換を行っている。

〔成果〕 厚生労働省は、生活保護世帯の高校生が奨学金を大学の受験料と入学金に使っても収入認定（減額）しないよう取り扱いを改善した。（ただし大学の授業料は対象外）

〔課題〕 生活保護基準（生活扶助、住宅扶助、冬季加算）引下げに対する当事者や国民生活への影響について、生活底上げ会議で情報交換はしているが、事例の収集にまでは至っていない。

（4）貧困の連鎖・子どもの貧困の解消をめざして

〔進行中〕 子どもの貧困対策大綱については、見直しを待たず数値目標を含む具体的な貧困の削減目標を定め、当事者参加のもとに実効的な施策立案・実行に着手することや、児童虐待防止法の周知等の、政策・制度要求を行っている。

（5）多重債務対策

〔現況〕

- ① 今秋、改正貸金業法10周年を迎えるにあたり、関係運動団体、日弁連などの主催で複数の集会・イベントが予定されている。多重債務対策の延長線上として開始した中央労福協の奨学金問題の取り組みについて、これらの機会を通じて提起することで一層の賛同拡大につなげていく。
- ② 一部の国會議員の中で改正貸金業法の見直し（改悪）の動きが継続しており、運動の成果を後退させないためにも、引き続き関係各方面と連携し取り組んでいく。
- ③ カジノ解禁を柱とするIR法案については、臨時国会での議員立法上程の動きも懸念されるが、与党内でも賛否が分かれており、中央労福協としては引き続き「法案成立ありき」を許さず、関係団体と連携して取り組んでいく。

（6）司法修習生に対する給費実現の取り組み

〔成果〕

- ① 日弁連、司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会、ビギナーズ・ネットの三者で院内集会を共催するなど、息の長い取り組みを継続している。国會議員の応援メッセージが過半数を超え（427名、10月6日現在）、与野党を超えて給費実現への気運が高まっている。
- ② 政府の「骨太方針2016」（6/2閣議決定）や「経済対策」（8/2閣議決定）において「司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実・強化等の推進」が明記された。これまでの「検討」という文言がはずれ「推進」に変わったことで大きく前進した。

〔課題〕 政府に対して、「骨太方針」や「経済対策」を踏まえ、早急に制度設計の具体化をはかり、裁判所法改正により司法修習生に対する給費を実現す

るよう、引き続き市民連絡会等と連携して求めていく。

(7) 自殺対策

[現況] 自殺対策基本法の施行から 10 年の節目を迎えた 2016 年、同法の改正が実現した。自殺者数は 2010 年以降、減少傾向にあるものの、2015 年では 2 万 4 千名を超えており、特に若年層をめぐる状況は深刻であり、自殺者数の減少幅は他年齢層と比較して小さい。諸外国との比較でも自殺死亡率は高く、15~39 歳の死因第 1 位は自殺である。「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するため、引き続き政策・制度要求のほか、各関係団体との情報交換を進めている。

2. 消費者運動との連携の促進

[現況]

- ① 第 54 回全国消費者大会（3 月 10~11 日開催）において、大会実行委員会に参加し、社会保障分科会を担当した。社会保障分科会では、花井事務局長が「生活者・消費者の立場から医療・介護を見てみよう！」と題し、医療制度の成り立ちから現在に至るまでの経過について講演を行った。

[進行中]

- ① 消費者裁判手続き法特例法の国民への周知や、地方消費者行政の充実、消費生活相談員の雇止め防止について、政策・制度要求を行っている。
- ② 消費者教育推進法や消費者安全法改正による地域連携・消費者教育の仕組みを実際に機能させていくための総合的な推進体制の構築については政策・制度要求に盛り込んでいるほか、消費者団体などと情報交換を行ってきている。

3. 連帯経済の促進に向けた政策の実現

[進行中] I Y C 記念協と連携した協同組合憲章の制定および「協同労働の協同組合法」の早期制定に向けた取り組みについては、政策・制度要求などを通じて進めている。

4. 東日本大震災からの復興・再生に向けて

[成果]

- ① 福島県労福協からの要請を受け、2011 年より夏冬の年 2 回、生協・JA 等で構成する福島応援隊実行委員会が扱う県産農産品の紹介を実施。2016 年夏については、労働団体などにも対象を拡大し、過去最高の取扱高を実現した。
- ② 地方労福協の被災地視察のサポートなどを継続し、引き続き復興・再生へ向けて、震災の記憶を風化させない取り組みに繋げてきた。

[進行中] 被災県や加盟団体からの要望の取りまとめなどを通じ、政策・制度要求に反映させている。

5. 防災・減災の取り組み

[現況] <熊本地震への対応>

- ① 4月16日以降熊本県を中心に大地震が発生して以降、熊本県労福協との連絡を迅速に取りながら、職員・家族の安否確認に努めた。また、連合・全労済・労金協会とも情報交換を行ないながら、都度地方労福協への情報発信を行なった。
- ② 5月10日の第2回幹事会において、熊本県労福協への見舞金寄贈について確認、5月24日に熊本県労福協を激励訪問し見舞金を手交した。
- ③ 厚生労働省社会・援護局長に対し、大規模災害等への被災者支援と復興・再生および今後の災害対策として、東日本大震災関連項目に「熊本県地震に関する対応」を追加し要請を行なった。(6月10日)
- ④ 既に年間計画にて佐賀市内で予定されていた「ブロック会長・事務局長会議」を南部ブロックの要請で熊本市開催に変更し、被災地視察を含め現地事務局との情報交換を深めた。(8月23~24日)
- ⑤ 5月~8月にかけて実施した「産別訪問活動」において、全労済から東日本大震災や熊本地震等の大規模災害に伴う被災組合員への対応状況を報告し、自然災害共済の利用促進強化を要請した。

[課題] この間全国各地で頻発している大規模災害や今後発生が想定されている南海トラフ地震・首都直下型地震等、災害に伴うリスクを少しでも軽減できるよう防災・減災の啓発活動が必要である。

6. 地球環境保護、食の安全

[現況] ライフスタイルを見直す環境会議(連合・中央労福協・労金協会・全労済)主催による第18回環境フォーラムを5月12日に開催した。フォーラムでは、①地方自治体における産業廃棄物処理の現状、②ごみのなかみの国際比較、③労働組合としての環境活動(リレートーク)等多角的な視点から報告を受け、情報共有化をはかった。

[課題]

地球温暖化による異常気象や地震活動期に伴う防災・減災を含めた災害リスクに関するテーマ設定の検討が必要である。

II. 暮らしの総合支援(ライフサポート)

1. 暮らしの総合支援事業の体制づくりと着実な推進

[現況]

- ① 4団体(連合・労金協会・全労済・中央労福協)によるライフサポート事業推進に向けて、担当者会議を開催(5/24・7/22開催)し、残された課題である

「人材育成」・「財政」に関する協議を進めている。

- ② ライフサポートセンター実務者・相談員研修会を開催した。

(東京会場：10月25～26日 / 大阪会場：11月1～2日)

[進行中] 2016生活底上げ・福祉強化キャンペーンにおいて、各地域におけるライフサポート事業の強化もテーマに取り組みを進めている。

[課題] 引き続き、中央・地方レベルにおける積極的な4団体協議が求められる。

2. 生活・就労支援

[現況] 2016年度の生活困窮者自立支援事業の地方労福協の受託状況は、7労福協、16自治体（県：5、市：11）となっている（5/9現在）。内訳は、自立相談支援（6労福協、13自治体）、就労準備支援（5労福協、10自治体）、一時生活支援（4労福協、6自治体）、家計相談支援（3労福協、5自治体）、学習支援（2労福協、2自治体）となっている。

[進行中] 生活底上げ・福祉強化キャンペーンのテーマのひとつとして、自治体要請をはじめ、各地の進捗状況や課題を把握しつつ取り組みを展開している。

[課題] 生活・就労支援連絡会議は、今年度は未実施のため、次年度は実施したい。

3. フードバンク活動の普及・促進

[成果] 地域において、労福協やNPO、生協、ワーカーズコープ、自治体などの連携によるフードバンク活動が広がっている。（埼玉、千葉、新潟、長野、静岡、徳島、沖縄など）

[進行中] フードバンクや子ども食堂での食料支援に対して生活保護の収入認定をしている自治体があり、厚労省に対して是正の指導を求めた。

[課題] 生活困窮者自立支援制度との連携や、継続して活動するための財政基盤などが引き続きの課題である。

4. 中小企業勤労者福祉の充実

[現況]

- ① 2016生活底上げ・福祉強化キャンペーンにおいて、「中小企業勤労者福祉サービスセンターとの連携」を全国共通課題に設定し、各地方レベルでの連携強化に努めている。
- ② 全労済において、中小企業勤労者福祉サービスセンター会員向けの新制度として、「ずっとあんしん共済」が制度化され、現在全国レベルでの推進を展開している。
- ③ 中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、政党および厚生労働省に対し、法制化を含めた政策・制度要請を行なった。

[進行中]

- ① 第1回中小企業勤労者福祉関係団体連絡会議（5/25）、第2回中小企業勤労者福祉関係団体（拡大）連絡会議（7/13）を開催し、各事業団体の取り組み事例

や先進県事例、現状の課題について共有をはかり、各地方レベルにおける中小企業サービスセンターとの連携強化を進めている。

- ② 全福センター東西ブロック会議へ参加し、中央労福協の生活底上げ・福祉強化キャンペーンや奨学金制度改善の取り組みへの協力要請を行なった。<東ブロック会議：10月13～14日（青森市）、西ブロック会議：11月10～11日（大分市）>

〔課題〕 地方自治体における中小企業勤労者福祉サービスセンターへの補助金の縮減および廃止が進められており、中小・零細企業勤労者の福利厚生サービスの低下が懸念されることから、中央・地方それぞれの組織間において政策・制度要請内容の拡充・強化を行なうとともに、地域レベルにおけるさらなる連携強化が求められる。

5. 退職者・高齢者との連携・支援の活動

〔進行中〕 退職者連合が、2015年の第19回定期総会で決定した新規約と活動方針（労働者自主福祉運動との連携強化、ライフサポートセンターへの協力・支援）を受け、退職者連合との意見交換を適宜進め、地方労福協会議での退職者連合からの地域組織の現況報告・提起などに繋げてきた。また、全国高齢者集会（2016年9月）では中央労福協事務局長が挨拶を行うとともに、実行委員会に参画し運営の一翼を担った。

〔課題〕 今後の具体的な連携のあり方など、一層の意見交換に努めていく。

6. 介護・子育て支援

〔進行中〕 2016年3月に発足した「介護離職のない社会をめざす会」に幹事団体として参加している（代表：高木剛、逢見直人、樋口恵子、牧野史子）。同会は5月に院内集会（政策討論会）を開催し、8月に厚労省（老健局長）、9月に加藤一億総活躍担当相へ要請を行った。

III. 協同事業、労働者福祉運動の基盤強化

1. ポスト2012国際協同組合年の取り組み

〔成果〕

- ① IYC記念協の学習交流会の事務局団体を担当し、中央労福協および沖縄県労福協での取り組みについて加盟組織に紹介し、理解拡大につなげることができた。
- ② 第94回国際協同組合デー中央集会（2016年7月）において、初めて中央労福協会長より挨拶を行い、労働者自主福祉運動の存在を示し、認知度の向上をはかった。また、国連のミレニアム開発目標（MDGs）の後継として2015年

9月に国連加盟国が採択した「持続可能な開発のための目標（SDGs）」では協同組合の役割と期待が示されている。

〔進行中〕 IYC記念協に参加し、JAなど各協同組合との相互連携を深め、協同組合間の対話を継続している。

2. 協同事業団体の利用促進・支援の取り組み

〔現況〕 5月～8月にかけて、中央労福協、労働金庫運動中央推進会議、全労済中央推進会議三者連名による「労働者自主福祉運動の推進に向けた運動方針に関する要請行動」を展開し、加盟労働団体47組織を訪問した。

- ① ほぼすべての産別において、大会議案書に労働者自主福祉運動の推進方針が盛り込まれている。
- ② 多くの労働団体主催の研修・セミナーへ講師（アドバイザー・参与）の派遣を行なった。
- ③ 労金運動中央推進会議で取り組み報告を実施し、産別新任役員セミナーのカリキュラム設定などにつながった。
- ④ 学習資料作成ワーキング会議を設置し、“労働者福祉運動のこれまでとこれから”（労働者自主福祉運動のすすめ補強改訂版）を作成した。

〔課題〕 産別だけでなく、単組・支部における方針の具体化や次世代執行部・若年組合員への継続的な理念・歴史教育が求められている。

3. 労働団体と事業団体の連携行動による共助拡大の取り組み

（1）「ライフサポート友の会（仮称）」の具体化

〔進行中〕 労働者福祉事業団体の利用者の拠り所・相互利用の機能について、引き続きそのあり方を検討する。

（2）労働団体と事業団体との連携、協同組合間協同

〔進行中〕 2016年度労働団体・事業団体合同会議（10月12日）を開催し、①2016生活底上げ・福祉強化キャンペーンの取り組み、②2017年度活動方針の補強、③各事業団体からの要請等を協議し、団体間の連携と相互利用の促進に努めた。

〔成果〕 第87回中央メーデーに中央労福協として参加（4/29）。今年度より新たに「IYC（国際協同組合年記念協同組合）全国協議会」のブースを設置し、協同組合の認知度向上に向けた展示を行った。次年度以降も引き続き、協同組合の価値や協同組合が現代社会で果たしている役割等のアピールを展開する。

4. 労働者福祉運動を担う人材の育成・教育活動

〔成果〕 学習資料作成ワーキング会議を設置し（4～8月計5回開催），“労働者福祉

運動のこれまでとこれから”（労働者自主福祉運動のすすめ補強改訂版）を作成し、加盟団体に配布した。（11月）

5. 新公益法人制度への対応

[現況] 新公益法人制度が施行（平成20年12月1日）され、従前の社団・財団法人から公益社団・財団法人、一般社団・財団法人への移行は完了した。移行後も法人の運営、会計、税務に係る課題を有している法人も多く、適切な法人運営のため、2012年より「新公益法人移行後の情報交換会」を開催している。2016年度は、福岡・大阪・東京の3ヶ所で開催した。

[課題] 担当責任者の異動を受けて、後任者として法人運営の全体把握が難しい、新任の担当で、法人運営を理解するまで時間を要すなどの意見があり、役員や担当者が短い期間で替わる中での適切な法人運営が課題として鮮明になった。また、情報交換会に参加していない団体もあり、今後の参加が望まれる。

IV. その他

1. 生活底上げ・福祉強化キャンペーン

[成果・課題] 2015 キャンペーンについては、本年2~3月に地方労福協の取り組みの集約と検証を行い、5月10日の第2回幹事会に報告を行った。全体的には、「全国一斉に取り組んだ奨学金問題への対応については、全世代で一体感がはかれてよかったです」・「労福協として原点回帰する良い機会となった」・「目に見える活動としてアピールできた」などの肯定的な評価が多く出された。一方で、「奨学金問題に関するアンケートや署名対応スケジュールがタイトであった。」など取り組み期間の設定等への指摘もあった。

[進行中] 7月29日の第3回幹事会において、2016 生活底上げ・福祉強化キャンペーン取り組み方針を確認し、10~11月をコア期間として全国展開を実施している。

＜全国共通テーマ＞

- 1) 次世代を担う若者を追い込む雇用劣化と“奨学金制度”的改善を実現しよう！
- 2) 生活・就労支援を強化し、生活困窮者を地域で支えよう！
- 3) みんなで労働者福祉事業を利用し、共助の輪を地域に広げよう！

2. 研修活動の充実

[成果]

- ① 2016年度全国研修集会を札幌市で開催（9/8-9）。テーマを「あらゆる世代・層に広がる格差と貧困を解消するために！」とし、全国から300名を超える参加者を募った。

- ② 2016年度地方労福協事務担当者研修会を神戸市で開催（7/14-15）「マイナンバー制度」、「賀川豊彦」関連の講演と神戸市にある「人と防災未来センター」を見学した。

3. 海外視察について

[課題] 2015年度以降は実施していない。他団体との共同開催の可能性については、引き続き検討する。

4. 広報活動と情報化

[補強・修正]

- ① ニュースレターについて、その内容や発行頻度、情報提供手段など、そのあり方を検討する。
② 地方労福協のホームページについては、中央労福協が提供しているサーバーやデータベースの利用に関わる範囲での支援を行う。

[現況] 毎年、法改正に対応した「現行社会保険制度の要点」（掲示用）を加盟団体および要望のある団体へ提供している。また、中央労福協ホームページでも「社会保険制度の概要」として掲載している。

5. 調査研究活動

[成果] 奨学金の利用実態や問題点を探るためのアンケート調査を実施し、一定の反響を得た。社会的運動や政策活動と連動することで、有効な調査活動が実施できた。（奨学金の項を参照）

[課題] 地方労福協の実施した調査等の情報や成果の共有は未実施で、引き続きの課題。

6. 労働組合の税務・会計サポート

[成果] 近年の税制改正に対応した「2015年版労働組合等の会計税務に係る実務マニュアル」を発行した。この実務マニュアルを利用した税務研修会が地方労福協4ヶ所で開催された。

7. 諸規定の点検・整備と組織運営等の見直し

[課題] 課題未消化のため、2017年度において検討を行う。